

◎新潟県告示第61号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成18年7月21日新潟県告示第1123号）を次のとおり解除する。

平成28年1月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
前山地区	三条市小滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小滝(2)地区	三条市小滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
諏訪山地区	三条市矢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
矢田(1)地区	三条市矢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
矢田(2)地区	三条市矢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
矢田(3)地区	三条市矢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
矢田(4)地区	三条市矢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
前坂地区	三条市吉野屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
家ノ山地区	三条市吉野屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堤入(南)地区	三条市吉野屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉野屋地区	三条市吉野屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堤入(北)地区	三条市吉野屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉野屋(2)地区	三条市吉野屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉野屋(3)地区	三条市吉野屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堤入沢地区	三条市吉野屋	次の図のとおり	土石流
家ノ前(北)地区	三条市北潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
家ノ前(南)地区	三条市北潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北潟地区	三条市北潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大面川(2)地区	三条市北潟	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）